公用

別紙１

登記年月日：令和2年4月8日

地番	2008番1・2008番10 ないし2008番21
土地の所在	川崎市多摩区中野島六丁目

地積測量図 (1/3)

基準点配置図 1/5000

基準点座標一覧表

点	X	Y
T4F1	-40607.713	-25240.308
T4F2	-40617.950	-25310.662
T4F8	-40819.520	-25225.925
T4F9	-40813.051	-25256.287
T4N1	-40648.664	-25325.812
T4N2	-40675.344	-25338.455
T4N3	-40703.084	-25311.066
T4N4	-40721.178	-25284.069
T4N5	-40745.523	-25293.958
T4N6	-40783.017	-25308.890
T4N7	-40794.929	-25257.874
T4N8	-40772.311	-25340.681
T4N9	-40760.980	-25376.786
T4N10	-40720.566	-25357.394
T4N11	-40698.566	-25328.954

世界測地系（測地成果2011）

引照点座標一覧表

点	X	Y
K P32	-40629.605	-25311.171
K P33	-40630.252	-25318.189
K P51	-40628.452	-25319.160
K K58	-40628.215	-25308.656
K P38	-40824.563	-25227.967
K K39	-40818.685	-25226.711

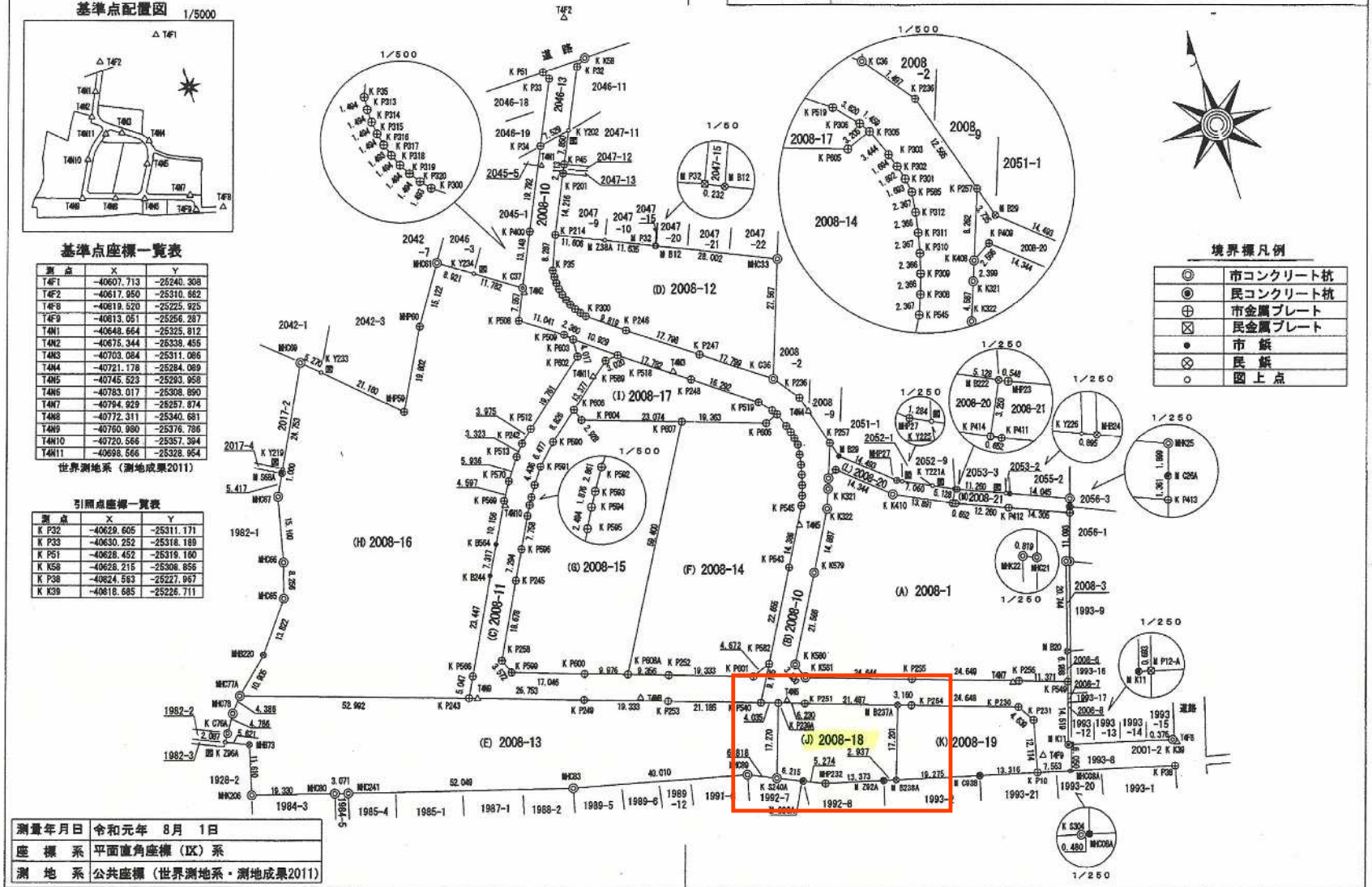

境界標凡例

◎	市コンクリート杭
◉	民コンクリート杭
⊕	市金属プレート
⊠	民金属プレート
•	市　鋲
⊗	民　鋲
○	図上点

測量年月日	令和元年　8月　1日
座標系	平面直角座標（IX）系
測地系	公共座標（世界測地系・測地成果2011）

作成者	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 林　芳弘 （令和２年３月16日作成）	縮尺	1/

申請人	川崎市長　福田紀彦	縮尺	1/1000

請求番号：46-1　(1/3)

公用

登記年月日： 令和2年4月8日

地番	2008番1・2008番10 ないし2008番21
土地の所在	川崎市多摩区中野島六丁目

地積測量図 (2/3)

地番	(E) 2008-13			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
MHC77A	-40743.696	-25428.938	-13.131	333907.384878
K P243	-40760.229	-25378.591	-25.074	636342.790734
K P249	-40768.770	-25353.238	-14.714	373047.543932
K P253	-40774.943	-25334.917	-12.937	327757.821229
K P540	-40781.707	-25314.840	-9.052	203835.091680
K P239A	-40782.995	-25311.016	-17.655	446885.987480
K S240A	-40799.362	-25316.529	-13.619	344785.808451
MHC89	-40796.614	-25322.769	12.008	-304075.810152
MHC83	-40787.354	-25361.693	23.868	-605332.888524
MHC241	-40772.745	-25411.651	15.482	-393423.180782
MHC80	-40771.672	-25414.596	6.412	-162958.389552
MHC206	-40766.334	-25433.116	16.771	-426538.788436
MHB73	-40755.101	-25430.179	13.414	-341120.421106
K Z96A	-40752.920	-25435.360	3.936	-100113.576960
K C76A	-40751.165	-25434.230	5.822	-148078.087060
MHC78	-40747.098	-25431.707	7.469	-189949.419583
倍面積				-5048.133771
面積				2524.0668855
地積				2524.06 ㎡

地番	(F) 2008-14			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
K P305	-40719.595	-25291.304	2.039	-51568.968856
K P606	-40720.751	-25294.294	5.037	-127407.358878
K P607	-40714.558	-25312.640	-45.518	1152180.747520
K P608A	-40766.269	-25341.869	-54.699	1386174.892431
K P252	-40769.257	-25333.002	-9.160	232050.298320
K P601	-40775.429	-25314.680	-4.472	113207.248960
K P582	-40773.729	-25310.328	21.421	-542172.536088
K P543	-40754.008	-25299.177	32.301	-817188.716277
K P545	-40741.428	-25292.198	14.792	-374122.192816
K P308	-40739.216	-25291.354	4.461	-112824.730194
K P309	-40736.967	-25290.616	4.530	-114566.490480
K P310	-40734.686	-25289.985	4.590	-116081.031150
K P311	-40732.377	-25289.463	4.639	-117317.818857
K P312	-40730.047	-25289.049	4.676	-118302.171222
K P585	-40727.699	-25288.747	4.016	-101559.607952
K P301	-40726.031	-25289.041	3.307	-83630.858587
K P302	-40724.382	-25289.465	3.241	-81963.156065
K P303	-40722.790	-25290.016	4.797	-121316.206752
倍面積				3591.343057
面積				1795.6715285
地積				1795.67 ㎡

地番	(G) 2008-15			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
K P606	-40704.412	-25335.462	2.796	-70837.951752
K P604	-40707.179	-25334.503	-10.146	257043.867438
K P607	-40714.558	-25312.640	-59.090	1496723.897800
K P608A	-40766.269	-25341.869	-48.526	1229739.535094
K P600	-40763.084	-25351.323	8.643	-219111.484689
K P599	-40757.626	-25367.472	8.782	-222777.139104
K P258	-40754.302	-25368.780	19.892	-504635.771760
K P245	-40737.734	-25360.155	23.011	-583562.526705
K P596	-40731.291	-25356.735	13.300	-337244.576500
K P595	-40724.434	-25353.106	9.055	-229572.374830
K P594	-40722.236	-25351.927	3.807	-96514.786089
K P593	-40720.627	-25350.961	4.029	-102139.021869
K P592	-40718.207	-25349.434	6.024	-152704.990416
K P591	-40714.603	-25346.847	8.232	-208655.244504
K P590	-40709.975	-25342.315	10.191	-258263.532165
倍面積				-3512.099251
面積				1756.0496255
地積				1756.04 ㎡

地番	(C) 2008-11			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
K P603	-40689.066	-25330.816	2.550	-64593.580800
K P602	-40693.078	-25331.022	-16.467	417125.939274
K P512	-40705.533	-25346.364	-15.068	382425.940032
K P242	-40708.166	-25349.343	-5.199	131791.234257
K P513	-40710.732	-25351.455	-7.389	187321.900995
K P570	-40715.566	-25354.916	-8.765	222235.838740
K P569	-40719.497	-25357.282	-12.919	327590.726158
K 8584	-40728.474	-25362.033	-15.440	391589.789520
K 8244	-40734.937	-25365.454	-27.261	691487.914104
K P566	-40755.735	-25376.292	-25.292	641817.177264
K P243	-40760.229	-25378.591	-13.035	330809.933685
K P249	-40768.770	-25353.238	-14.714	373047.543932
K P253	-40774.943	-25334.917	-12.937	327757.821229
K P540	-40781.707	-25314.840	1.214	-30732.215760
K P582	-40773.729	-25310.328	6.278	-158898.239184
K P601	-40775.429	-25314.680	4.472	-113207.248960
K P252	-40769.257	-25333.002	9.160	-232050.298320
K P608A	-40766.269	-25341.869	6.173	-156435.357337
K P600	-40763.084	-25351.323	8.643	-219111.484689
K P599	-40757.626	-25367.472	8.782	-222777.139104
K P258	-40754.302	-25368.780	19.892	-504635.771760
K P245	-40737.734	-25360.155	23.011	-583562.526705
K P596	-40731.291	-25356.735	13.300	-337244.576500
K P595	-40724.434	-25353.106	9.055	-229572.374830
K P594	-40722.236	-25351.927	3.807	-96514.786089
K P593	-40720.627	-25350.961	4.029	-102139.021869
K P592	-40718.207	-25349.434	6.024	-152704.990416
K P591	-40714.603	-25346.847	8.232	-208655.244504
K P590	-40709.975	-25342.315	10.191	-258263.532165
K P606	-40704.412	-25335.462	13.995	-354589.790690
K P589	-40695.980	-25325.076	8.784	-222455.467584
K P518	-40695.628	-25322.076	6.914	-175076.833464
倍面積				1801.279460
面積				900.639730
地積				900.63 ㎡

地番	(D) 2008-12			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
K C36	-40711.635	-25289.716	15.538	-392951.607208
MHC33	-40685.657	-25280.490	37.301	-942987.557490
M B12	-40674.334	-25306.101	11.417	-288919.765117
M P32	-40674.240	-25306.314	4.799	-121445.000886
M Z38A	-40669.535	-25316.956	9.398	-237928.752468
K P214	-40664.842	-25327.571	-3.018	76438.609278
K P35	-40672.553	-25330.609	-9.202	233092.284018
K P313	-40674.044	-25330.710	-2.985	75612.169350
K P314	-40675.538	-25330.664	-2.976	75384.056064
K P315	-40677.020	-25330.469	-2.937	74395.587453
K P316	-40678.475	-25330.129	-2.869	72672.140101
K P317	-40679.889	-25329.647	-2.774	70264.440778
K P318	-40681.249	-25329.027	-2.652	67172.579604
K P319	-40682.541	-25328.275	-2.503	63396.672325
K P320	-40683.752	-25327.399	-2.329	58987.512271
K P300	-40684.870	-25326.408	-7.003	177360.835224
K P246	-40690.755	-25318.547	-16.325	413325.279775
K P247	-40701.195	-25304.132	-20.880	528350.276160
倍面積				2219.749212
面積				1109.874606
地積				1109.87 ㎡

地番	(B) 2008-10			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
K P34	-40644.351	-25324.769	-19.423	491882.988287
K P400	-40662.339	-25333.025	-29.938	758420.102450
K C37	-40674.289	-25338.509	-16.842	427428.186578
K P508	-40681.181	-25341.611	-13.109	332203.178599
K P509	-40667.398	-25332.488	-7.885	199746.652110
K P603	-40689.066	-25330.816	-8.230	208472.615680
K P518	-40695.628	-25322.076	-17.031	431260.276356
K P248	-40706.097	-25307.702	-20.060	507672.502120
K P519	-40715.688	-25294.532	-12.280	310616.852960
K P306	-40718.377	-25292.108	-3.907	98816.265956
K P305	-40719.595	-25291.304	-4.413	111610.524552
K P303	-40722.790	-25290.016	-4.797	121316.206752
K P302	-40724.382	-25289.465	-3.241	81963.156065
K P301	-40726.031	-25289.041	-3.307	83630.858587
K P585	-40727.699	-25288.747	-4.016	101559.607952
K P312	-40730.047	-25289.049	-4.676	118302.171222
K P311	-40732.377	-25289.463	-4.639	117317.818857
K P310	-40734.686	-25289.985	-4.590	116081.031150
K P309	-40736.967	-25290.616	-4.530	114566.490480
K P308	-40739.216	-25291.354	-4.461	112824.730194
K P545	-40741.428	-25292.198	-14.792	374122.192816
K P543	-40754.008	-25299.177	-32.301	817188.716277
K P582	-40773.729	-25310.328	-27.699	701070.775272
K P540	-40781.707	-25314.840	-9.266	234567.307440
K P239A	-40782.995	-25311.016	-3.277	82944.199432
K P251	-40784.984	-25305.111	-8.850	223950.232350
M B237A	-40791.845	-25284.748	-7.869	199065.682012
K P254	-40792.853	-25281.753	-8.877	224426.121381
K P230	-40800.722	-25258.394	-11.803	298124.824382
K P231	-40804.656	-25255.834	-15.723	397099.050282
K P10	-40816.445	-25258.723	-13.717	346473.903391
K S304	-40818.373	-25251.420	-2.051	51790.662420
MHC08A	-40818.496	-25250.955	5.670	-143172.914850
M P12-A	-40812.703	-25249.207	5.971	-150763.014997
M K11	-40812.525	-25249.877	14.081	-355643.518037
K P549	-40798.622	-25245.690	17.528	-442506.454320
K P256	-40794.997	-25256.468	11.484	-290045.278512
K P255	-40787.138	-25279.831	15.716	-397297.823996
K K581	-40779.281	-25303.190	11.425	-289088.945750
K K580	-40775.713	-25304.557	22.341	-565329.107937
K K579	-40756.940	-25293.942	31.774	-803689.713108
K K322	-40743.939	-25286.689	17.310	-437712.586590
K K321	-40739.630	-25285.115	6.565	-165996.779975
K K408	-40737.374	-25284.299	10.026	-253500.381774
K P257	-40729.604	-25281.490	19.789	-500295.405610
K P236	-40717.585	-25285.154	17.969	-454348.932226
K C36	-40711.635	-25289.716	16.390	-414498.445240
K P247	-40701.195	-25304.132	20.880	-528350.276160
K P246	-40690.755	-25318.547	16.325	-413325.279775
K P300	-40684.870	-25326.408	7.003	-177360.835224
K P320	-40683.752	-25327.399	2.329	-58987.512271
K P319	-40682.541	-25328.275	2.503	-63396.672325
K P318	-40681.249	-25329.027	2.652	-67172.579604
K P317	-40679.889	-25329.647	2.774	-70264.440778
K P316	-40678.475	-25330.129	2.869	-72672.140101
K P315	-40677.020	-25330.469	2.937	-74395.587453
K P314	-40675.538	-25330.664	2.976	-75384.056064
K P313	-40674.044	-25330.710	2.985	-75612.169350
K P35	-40672.553	-25330.609	9.202	-233092.284018
K P214	-40664.842	-25327.571	20.617	-522178.531307
K P201	-40651.935	-25321.610	14.823	-375342.225030
K P45	-40650.019	-25320.720	9.020	-228392.894400
K Y202	-40642.916	-25317.377	5.668	-143498.892836
倍面積				3200.224744
面積				1600.112372
地積				1600.11 ㎡

地番	(A) 2008-1			
測点	X	Y	X－X	Y (X－X)
K K408	-40737.374	-25284.299	3.617	-91453.309483
K P409	-40736.013	-25282.068	-7.980	201751.062240
K K410	-40745.354	-25271.202	-15.431	389959.918062
K P414	-40751.444	-25258.717	-6.376	161049.576592
K P411	-40751.730	-25258.131	-4.952	125078.264712
K P412	-40756.396	-25246.793	-10.096	254991.622126
K P413	-40761.826	-25233.558	-15.996	403836.993768
MHC21	-40772.392	-25236.938	-10.242	258476.718996
MHK22	-40772.068	-25237.691	-19.539	493119.244440
M B20	-40791.931	-25243.674	-26.554	670320.519396
K P549	-40798.622	-25245.690	-3.066	77403.285540
K P256	-40794.997	-25256.468	11.484	-290045.278512
K P255	-40787.138	-25279.831	15.716	-397297.823996
K K581	-40779.281	-25303.190	11.425	-289088.945750
K K580	-40775.713	-25304.557	22.341	-565329.107937
K K579	-40756.940	-25293.942	31.774	-803689.713108
K K322	-40743.939	-25286.689	17.310	-437712.586590
K K321	-40739.630	-25285.115	6.565	-165996.779975
倍面積				-4927.336468
面積				2463.668234
地積				2463.65 ㎡

作成者	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 林 芳弘 （令和 2 年 3 月 16 日作成）	縮尺	1／

申請人	川崎市長 福田紀彦	縮尺	1／

請求番号：46-1

公用

登記年月日：令和2年4月8日

地番	2008番1・2008番10 ないし2008番21
土地の所在	川崎市多摩区中野島六丁目

地積測量図 (3/3)

地番	(K) 2008-19			
測点	X	Y	X－X	Y（X－X）
K P10	-40816.445	-25258.723	-8.398	212122.755754
M 0938	-40813.054	-25271.600	8.299	-209729.008400
M B238A	-40808.146	-25290.240	21.209	-536380.700160
M B237A	-40791.845	-25284.748	15.293	-386676.651164
K P254	-40792.853	-25281.753	-6.877	224426.121381
K P230	-40800.722	-25258.394	-11.803	298124.824382
K P231	-40804.656	-25255.934	-15.723	397099.050282
倍面積				-1016.607925
面積				508.3039625
地積				508.30 ㎡

地番	(L) 2008-20			
測点	X	Y	X－X	Y（X－X）
K P257	-40729.604	-25281.490	4.197	-106106.413530
M 829	-40733.177	-25280.401	-13.011	328923.297411
MHP27	-40742.615	-25269.402	-10.001	252719.289402
K Y225	-40743.178	-25268.247	-3.659	92456.515773
K Y221A	-40746.274	-25261.902	-6.344	134999.604288
M B222	-40748.522	-25257.292	-5.170	130580.199640
K P414	-40751.444	-25258.717	3.168	-80019.515456
K K410	-40745.354	-25271.202	15.431	-389959.918062
K P409	-40736.013	-25282.068	7.980	-201751.062240
K K406	-40737.374	-25284.299	6.409	-162047.072291
倍面積				-205.175065
面積				102.5875325
地積				102.58 ㎡

地番	(M) 2008-21			
測点	X	Y	X－X	Y（X－X）
M B222	-40748.522	-25257.292	2.681	-67714.799852
MHP23	-40748.763	-25256.799	-4.526	114312.272274
K Y226	-40753.048	-25246.385	-4.626	116789.781636
MHB24	-40753.389	-25245.558	-5.672	143192.804976
MHK25	-40758.720	-25232.564	-7.140	180160.506960
M C26A	-40760.529	-25233.143	-3.106	78374.142158
K P413	-40761.826	-25233.558	4.133	-104290.295214
K P412	-40756.396	-25246.793	10.096	-254891.622128
K P411	-40751.730	-25258.131	4.952	-125078.264712
K P414	-40751.444	-25258.717	3.206	-81029.964136
倍面積				-175.438038
面積				87.719019
地積				87.71 ㎡

合計面積＝18172.27019 ㎡

地番	(H) 2008-16			
測点	X	Y	X－X	Y（X－X）
K C37	-40674.289	-25338.509	13.459	-341030.992631
K Y234	-40667.722	-25348.292	11.539	-292493.941388
MHC61	-40662.750	-25355.700	-7.785	197394.124500
MHP60	-40675.507	-25363.820	-30.261	767534.557020
MHP59	-40693.011	-25373.080	-3.143	79747.590440
K Y233	-40678.650	-25388.621	17.936	-455421.063498
MHC69	-40675.073	-25392.492	-18.451	468516.869892
K Y219	-40697.101	-25403.783	-22.918	582203.898794
M S68A	-40697.991	-25404.239	-5.711	145083.608929
MHC67	-40702.812	-25406.710	-19.561	496980.854310
MHC66	-40717.662	-25409.990	-22.633	575104.303670
MHC65	-40725.445	-25412.414	-18.874	479633.901838
MHB220	-40736.426	-25420.809	-18.251	463955.185059
MHC77A	-40743.696	-25428.938	-23.803	605285.011214
K P243	-40760.229	-25376.591	-12.039	306532.857049
K P566	-40755.735	-25376.292	25.292	-641817.177264
K B244	-40734.937	-25365.464	27.261	-691487.914104
K B564	-40728.474	-25362.033	15.440	-391589.789520
K P569	-40719.497	-25357.282	12.919	-327590.726158
K P570	-40715.555	-25354.916	8.765	-222235.838740
K P513	-40710.732	-25351.455	7.389	-187321.900995
K P242	-40708.166	-25349.343	5.199	-131791.234257
K P512	-40705.533	-25346.364	15.088	-382425.940032
K P502	-40693.078	-25321.022	16.467	-417125.939274
K P503	-40689.066	-25330.816	5.680	-143879.034880
K P509	-40687.398	-25332.488	7.885	-199746.652110
K P506	-40681.181	-25341.611	13.109	-332203.178599
倍面積				8811.219263
面積				4405.6096315
地積				4405.60 ㎡

地番	(I) 2008-17			
測点	X	Y	X－X	Y（X－X）
K P606	-40704.412	-25335.462	11.199	-283731.838938
K P589	-40695.980	-25325.076	8.784	-222455.467584
K P518	-40695.628	-25322.076	-10.117	256183.442892
K P248	-40706.097	-25307.702	-20.060	507672.502120
K P519	-40715.688	-25294.532	-12.280	310616.852960
K P306	-40718.377	-25292.108	-3.907	98816.265956
K P305	-40719.595	-25291.304	-2.374	60041.555696
K P605	-40720.751	-25294.294	5.037	-127407.358878
K P607	-40714.558	-25312.640	13.572	-343543.150080
K P604	-40707.179	-25334.503	10.148	-257043.867438
倍面積				-851.063294
面積				425.531647
地積				425.53 ㎡

地番	(J) 2008-18			
測点	X	Y	X－X	Y（X－X）
M B238A	-40808.146	-25290.240	-15.553	393339.102720
M Z92A	-40907.398	-25293.081	4.154	-105067.458474
MHP232	-40803.992	-25306.014	5.531	-139967.563434
M C90A	-40801.867	-25310.841	4.630	-117189.193830
K S240A	-40799.362	-25316.529	18.872	-477773.535288
K P239A	-40782.995	-25311.016	14.378	-363921.788048
K P251	-40784.984	-25306.111	-8.850	223950.232350
M B237A	-40791.845	-25284.748	-23.162	585645.333176
倍面積				-984.870828
面積				492.435414
地積				492.43 ㎡

作成者	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 林 芳弘 （令和2年3月16日作成）	縮尺	1／
申請人	川崎市長 福田紀彦	縮尺	1／

別紙２

平成１０年９月４日付市長決裁　１０川健障施第２７２号

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人等が障害者福祉施設等を整備するために要する費用の一部を予算の範囲内で必要な額を補助することについて定めることにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象施設等）

第２条　この要綱において対象とする事業所又は施設（以下「施設等」という。）は、次の施設等とする。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条に規定されるサービスのうち、療養介護（同条第６項）、生活介護（同条第７項）、短期入所（同条第８項）、施設入所支援（同条第１０項）、自立訓練（同条第１２項）、就労移行支援（同条第１３項）、就労継続支援（同条第１４項）、共同生活援助（同条第１７項）、相談支援（同条第１８項）のいずれかの事業を同法第２９条第１項の指定を受けて行う施設等

(2)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定される児童福祉施設のうち、障害児入所施設、児童発達支援センター

２　前項の施設等に付随する、障害者、家族、地域、関係機関を総合的に支援するスペース、市民との交流を目的としたスペース等のうち、市長が適当と認めたもの

３　その他、市長が必要と認める施設等

（補助対象経費）

第３条　この補助金の対象経費は、別表１の左欄に定める整備区分毎に右欄に掲げる経費とする。

（補助対象者）

第４条　この補助金の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

(1)　法人格を有する者、又はその設立が確実と認められる者。

(2)　第２条各項に規定される施設等のうち、市の施策に基づく事業を行うため施設等を整備する事業者として市長が認めた者。

（補助の申請）

第５条　この補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長あて提出しなければならない。

(1)　補助金交付申請書（第１号様式）

(2)　事業計画書

(3)　事業に係る収支予算書

(4)　見積書等補助金の算出に係る書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助の決定）

第６条　市長は、補助の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、予算の範囲内において補助の要否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により決定した結果を、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助率等）

第７条　この補助金の補助率は４分の３とする。ただし、次の各号による場合はこれによらない。

(1)　別表１に定める改築については、補助率を２分の１とする。

(2)　前号の規定に関わらず、別表２に定める旧障害者地域福祉活動ホーム及び譲渡又は貸付により民設化した施設等の建替えについては、十分な資金の積み立てが困難であることを考慮し、補助率を４分の３とする。

(3)　別表１その他に定める「市長が適当と認めた経費」のうち、市有地等に施設整備を行う場合で、地中障害物の撤去費用等、補助事業者の責に帰さない事由があり、かつ市長が承認したものについて、市長が必要と認める額を補助することができる。

２　補助額は別表３に定める費目ごとに算出した補助基準額に前項に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。

３　前項の規定に関わらず、別表１に定める改築については、前項で算出した金額に既存施設の支援費制度開始前の期間における減価償却費に相当する金額の合計額を加えた額を補助額とする。ただし、この金額は、改築における建設工事費の補助基準額の４分の１を上限とする。

４　前項の減価償却費に相当する金額については、既存施設の各年の残存価格に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）別表第７で定める定率法による償却率を乗じた額とする。

５　第２項又は第３項の規定により算出した補助額については、費目ごとに１，０００円未満の端数が出た場合は切り捨てるものとする。

（補助の条件）

第８条　第６条第１項による補助の決定には、次の条件を付するものとする。

(1)　この要綱による補助金の交付を受けて行う事業（以下この条において「事業」という。）に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を得なければならない。ただし、建設工事費と設備整備費については、他の経費との配分の変更は認めないものとする。

(2)　事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を得なければならない。

ア　建物の規模又は構造（施設等の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ　建物等の用途

ウ　入所定員又は利用定員

(3)　事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得なければならない。

(4)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5)　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付させることがある。

(6)　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7)　事業完了後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。
なお、当該仕入控除税額については、その全部又は一部を川崎市に納付させることがある。

(8)　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9)　事業を行うために締結する契約については、川崎市が行う契約手続きに準拠しなければならない。

(10)　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱による補助金の交付を受ける経費については、これと重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金、又は、ＪＫＡ（旧：日本自転車振興会及び旧：日本小型自動車振興会）若しくは日本財団（旧：日本船舶振興会）の補助金の交付を受けてはならない。

(11)　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(12)　補助を受けたものは、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保存しておかなければならない。

(13)　第１号から第３号に掲げるもののほか、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

２　　市長は前項各号に掲げる条件のほか、第６条の規定により補助金交付の決定を受けた事業者（以下「補助金交付事業者」という。）による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年３月２１日規則第７号）第５条第２項にいう中小企業者及びこれを含む共同企業体。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に定める条件を付するものとする。

(1)　補助金の交付決定額が１，０００，０００円を超え、かつ補助金交付事業者が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は２者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難

いと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りではない。

ア　１件の金額が１，０００，０００円を超えるとき。

イ　その他市長が必要と認めるとき。

⑵　その他市長が必要と認める条件

（補助金の交付等）

第９条　補助金は設計及び工事の進捗状況等に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を概算払にて支払うことができる。

（補助金の返還等）

第１０条　市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、補助の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　補助の目的に反して補助金を使用したとき。

⑵　不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

⑶　第８条若しくは第１１条の規定に違反したとき。

⑷　自らの責により事業を中止したとき。

⑸　第４条第１号に掲げるものである場合であって、法人の設立が認められなかったとき。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　実績報告書

⑵　発注実績報告書

⑶　入札（見積り）が行えないことに係る理由書

２　前項第２号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、１件の金額が１，０００，０００円を超える支出となる案件について記載するものとし、第８条の規定により市内中小企業者による入札、又は２者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果のわかる書類の写しを添付するものとする。

３　補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の４月１日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職指名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

４　本条第１項第３号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第８条ただし書きの規定により、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

５　市長は、前項の実績報告書により補助金の余剰が判明したときは、速やかに余剰金を返還させなければならない。

附　則

１　この要綱は、平成１０年２月１日から施行する。

２　障害福祉施設等調査事業補助金交付要綱（平成９年２月１日実施）は廃止する。

３　この要綱の施行前に開始された障害者福祉施設等の整備事業に対する取扱についてはなお従前の例による。

（平成２９年２月２日川健施第３３１号・市長決裁）

（社会復帰棟跡地の整備に係る補助金の額の特例）

４　川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱（平成１８年３月１４日付け１７川健高事第８６１号）（以下「介護施設等整備費補助要綱」という。）第２条第１項第２号の規定に基づく老人短期入所施設を整備する事業に係る補助金の額の規定は、広域型特別養護老人ホーム（井田リハビリテーションセンター社会復帰棟跡地）に障害者短期入所を併設する整備事業に係る補助金の額について準用する。この場合において、介護施設等整備費補助要綱第２条第１項第２号中「老人福祉法第２０条の３に規定する老人短期入所施設を整備する事業」とあるのは、「障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所」と読み替え、介護施設等整備費補助要綱別表４に規定する補助基準額は、「定員１人当たり３，５５０，０００円」を適用する。

（本要綱の適用しない規定）

５　前項の補助金の額に関する規定により、本要綱第３条、第７条及び第８条第１号は適用しない。

附　則

この要綱は、平成１０年９月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年７月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、改正後の規則の規定は、令和２年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表１

整　　備　　区　　分		対　象　経　費
創　　設	新たに施設を建設するもの。	測量調査費・地質調査費・環境影響調査費・建設設計費・ 工事監理費・建設工事費・ 設備整備費・その他市長が適当と認めた経費
増　　築	現在定員の増員を図るため、既存施設の建て増しをするもの。	建設設計費・工事監理費 建設工事費 設備整備費 その他市長が適当と認めた経費
改　　築	老朽化等に伴い、既存施設の建て替えをするもの。	
解　　体	老朽化等に伴い、既存施設の解体をするもの。	解体設計費 解体工事費
そ の 他	市長が適当と認めた整備事業	市長が適当と認めた経費

別表２

	事業所名称	事業所住所
１	第１やまぶき	高津区子母口３７４
２	つくし	幸区北加瀬２－１１－１７
３	かざぐるま	川崎区田島町６－３
４	第２やまぶき	高津区子母口３７４
５	すえなが	高津区末長２７６
６	あかね	多摩区布田２９－３０
７	なしの実	多摩区三田２－３２５６
８	たちばな	高津区蟹ヶ谷３３９
９	むぎの穂	川崎区日進町１３－２３
１０	どりーむ	幸区南加瀬３－４－７

別表３

費　　目	補　　助　　基　　準　　額
測量調査費 地質調査費 環境影響調査費	当該年度予算額の根拠となった所要額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
建築設計費	当該年度予算額の根拠として算出した建設工事費補助基準額に３％を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
解体設計費	当該年度予算額の根拠として算出した解体工事費補助基準額に３％を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
建設工事費	当該年度予算単価（実行単価がこれに満たない場合は実行単価）に第２条に定める事業に要する面積を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額） 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
解体工事費	当該年度予算単価（実行単価がこれに満たない場合は実行単価）に解体建物の面積を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額） 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
工事監理費	建設工事費補助基準額に１．５％を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
設備整備費	当該年度予算額の根拠となった所要額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
市長が適当と認めた経費	市長が適当と認めた額

第１号様式

補 助 金 交 付 申 請 書

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

法人(団体)名
代 表 者 名
住　　所
電 話 番 号

次により　　年度川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金の交付を申請します。

事業の名称	
事業の目的 及 び 内 容	
交付申請額	
算 出 内 訳	
経 費 配 分 及　び 財 源 内 訳	
完了予定日	

〈添付書類〉　事業計画書・収支予算書・見積書等
その他市長が必要と認めるもの

別紙３

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民間障害児（者）施設等（以下「施設」という。）に対し、予算の範囲内で民間障害児（者）施設等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助事業）

第２条　補助事業は、本市会計期間（４月１日から翌年３月３１日までに）に行う別表に定める事業とする。

（補助対象経費）

第３条　前条の事業において補助の対象は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　平成２９年度末までに整備された施設の整備に係る借入金の返済に充当する償還金（次号に定めるものを除く）

（２）　地域生活支援拠点の整備に係る借入金の返済に充当する償還金

（３）　土地及び建物の賃借に係る費用

（４）　初度調弁に要する費用

（５）　市内短期入所施設、医療提供施設について経営の安定に要する費用

（６）　本市以外の地方公共団体が所管する施設についての費用

（補助金の額）

第４条　前条第１号及び第３号から第５号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。

（１）　対象経費の実支出額

（２）　事業者公募の募集要綱等で定められた上限額

２　前条第２号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。

（１）　対象経費の実支出額に４分の３を乗じて得た額

（２）　事業者公募の募集要綱等で定められた上限額

（市外施設の特例）

第５条　第３条第６号の施設であって、本市からの入所児（者）が入（通）所している施設に対する補助金交付の可否及び金額等については、当該所管庁と協議して交付する。

（暴力団排除）

第６条　施設又はその運営法人等において、代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、「民間障害児（者）施設等運営費補助金交付申請書」（第１号様式）、交付申請額内訳書、運営法人の当該年度の予算書及びその他必要な文書を川崎市長（以下「市長」という。）に提出する。

（交付条件）

第８条　補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　補助金の交付を受けた者は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用してはならない。

（２）　補助金の交付を受けた者は、補助事業を変更（中止又は廃止等）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（３）　補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに報告し、指示を受けなければならない。

（４）　補助金の交付を受けた者は、補助事業が終了するときは、市長に報告しなければならない。

（５）　その他、この要綱の規定を遵守しなければならない。

（６）　その他市長が定める条件

（補助金交付の決定）

第９条　市長は、第７条に規定する交付申請があったときは、その内容について審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、川崎市指令書（第２号様式）により当該申請を行った法人に通知するものとする。

２　市長は、次の各号に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。

（１）　助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。

（２）　事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（３）　事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）　その他市長が必要と認める条件

３　市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助金交付の決定を受けた法人（以下「補助金交付法人」という。）（ただし市内法人に限る）による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年３月２１日規則第７号）第５条第２項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　補助金等の交付決定額が１，０００，０００円を超え、かつ補助事業者が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は２者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア　１件の金額が１，０００，０００円を超えるとき。

イ　その他市長が必要と認めるとき。

（２）　その他市長が必要と認める条件

（補助事業の変更・中止・廃止）

第１０条　補助金交付法人は、当該助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合並びに事業を中止又は廃止する場合においては、「民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中

止・廃止承認申請書」（第３号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

（変更・中止・廃止の承認）

第１１条　市長は、前条の規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、「民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認決定通知書」（第４号様式）により、補助金交付法人に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、補助金交付法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　この要綱の規定に従って補助事業を行わなかったとき。

（４）　その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（調査等）

第１３条　市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者の経理等の状況について、調査することができる。

２　市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱の定めに違反したときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（支出特例等）

第１４条　市内の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、前金払又は概算払で支出することができる。

２　市外の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、概算払で支出することができる。

３　補助事業に対し、交付の決定を受けた補助金に不足が生じたときは、当該年度の３月末日までに「民間障害児（者）施設等運営費補助金追加交付申請書」（第５号様式）等を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第１５条　この補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日から起算して３０日を経過した日、又は補助事業が完了する前に川崎市の会計年度が終了したときは終了の日までに次に掲げる資料を提出しなければならない。この場合、補助金に剰余額が生じたときは、その額を返還するものとする。

（１）　実績報告書

（２）　発注実績報告書（第７号様式）

（３）　入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第８号様式）

２　前項第２号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、１件の金額が１，０００，０００円を超える支出となる案件について記載するものとし、第９条第３項第１号の規定により市内中小企業者による入札、又は２者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

３　補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内

かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の４月１日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

４　本条第１項第３号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第９条第３項第１号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第１６条　市長は前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「民間障害児（者）施設等運営費補助金補助事業交付確定通知」（第９号様式）により、補助金交付法人に通知するものとする。

（届出事項）

第１７条　補助金の交付を受けた者は、住所又は氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）を変更したときは、市長に速やかに届け出なければならない。

（書類の整備等）

第１８条　補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、これを保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から、５年間保管しなければならない。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、別に定める。

附則

１　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。（１５川健療第８５号）

附則

１　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、附表の独立行政法人福祉医療機構に係る部分については、平成１５年１０月１日から適用する。（１５川健療第６８８号）

２　川崎市内の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に係る平成１５年度補助金の精算にあたっては、なお従前の単価に基づく。

附則

１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。（１７川健療第４３号）

附則

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。（１８川健療第２７号）

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第３条第１項第２号に定める償還金のうち、平成２９年度末までの期間に民間活用推進委員会又は川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の審議を経て選定された施設の分については、補助金の額について、「対象経費の実支出額に４分の３を乗じて得た額」とあるのを「対象経費の実支出額」に読み替える。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和２年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第２条関係）

法　律	事　業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）	・法第５条第７項に規定する生活介護 ・法第５条第８項に規定する短期入所 ・法第５条第１１項に規定する障害者支援施設 ・法第５条第１２項に規定する自立訓練 ・法第５条第１３項に規定する就労移行支援 ・法第５条第１４項に規定する就労継続支援
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）	・法第７条に規定する児童福祉（ただし、障害児にかかるものに限る）
医療法（昭和２３年法律第２０５号）	・法第１条の２第２項に規定する医療提供

（第１号様式）

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

１　申請額

金　　円

２　添付書類

（別紙）交付申請額算出内訳表

（第２号様式）

川崎市指令健障計第　号

住　所
法人名
代表者

年　月　日付けで申請のありました、　　年度民間障害児（者）施設等運営費補助金につきましては、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次の条件を付けて、　　円の交付を決定します。

年　　月　　日

川崎市長

１　補助金の交付を受けた者は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用しないでください。
２　補助金の交付を受けた者は、補助事業を変更（中止又は廃止等）しようとするときは、市長の承認を受けてください。
３　補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに通知の上、指示を受けてください。
４　補助金の交付を受けた者は、補助事業が終了するときは、市長に報告してください。
５　この助成金の交付時期及び金額は、次のとおりとします。

（第３号様式）

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る
事業の変更・中止・廃止承認申請書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

１　事業の変更・中止・廃止理由

２　事業の変更・中止・廃止年月日

（第４号様式）

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る
事業の変更・中止・廃止承認決定通知書

号
年　　月　　日

様

川崎市長

年　　月　　日付け第　　号で申請のありました民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

１　決定内容

２　承認の条件

（第５号様式）

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金追加交付申請書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名

年　　月　　日川崎市指令健障計第　　号で交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、補助金の追加交付を受けたいので、次のとおり追加交付申請します。

１　追加交付の理由

２　追加交付申請額

３　添付書類

（別紙）交付申請額算出内訳表

（第６号様式）

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金実績報告書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名

年　　月　　日付けで交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第１５条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　事業実績

（別紙）民間障害児（者）施設等運営費補助事業実績表のとおり

２　その他添付書類

収支決算書又は収支を証する書類

（第７号様式）

年　　月　　日

発注実績報告書

（あて先）川　崎　市　長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名

年　　月　　日付けで交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第１５条第２項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100 万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。

（単位：円）

	契約日	契約種別（工事、委託、物品）	契約名称	業者名	市内中小の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

２　添付書類

（１）上記、契約結果の分かる書類の写し

（２）市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い理由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

（第８号様式）

年　　月　　日

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

１．１００万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

２．発注先

３．提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書		通
市内中小企業者以外による見積書		通

（※辞退届を含む）

４．市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	（１）市内中小企業者で取扱いがない
	（２）２者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	（３）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	（４）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	（５）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	（６）上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（１）から（６）の順に最初に当てはまる１つの理由を選択してください。

（６）の理由を選択した場合、その事由内容

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第１５条に定める市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

法人名

施設名

代表者名　　印

（第９号様式）

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金補助金補助事業交付確定通知

様

川崎市長

年　　月　　日付け第　　号で申請のありました　　年度民間障害児（者）施設等運営費補助金補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

１　対 象 施 設

２　交 付 条 件

３　既交付済額

４　交付確定額

５　過 不 足 額

別紙４

３川健障福第 577 号　令和３年９月 30 日　市長決裁

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準

（目的）

第１条　この基準は、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則 61 号）第 27 条、川崎市知的障害者福祉法施行細則（昭和 47 年規則第 58 号）第６条に基づき、次の各号に掲げる費用の支弁基準を定める。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

（２）知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する職親委託費

（３）第１号の支弁対象となる施設等を運営する法人（以下「事業者」という。）に対して、川崎市が法外で加算する施設経営調整加算（定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算）

（用語の意義）

第２条　次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「介護給付費、特例介護給付費」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援に要する費用をいう。

（２）「訓練等給付費、特例訓練等給付費」とは、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助に要する費用をいう。

（３）「定率加算」とは、入所者等の処遇向上を図ることを目的に、川崎市として第２条第１号から第２号に掲げる給付費に上乗せして支弁する加算をいう。

（４）「実績加算」とは、支援の必要性が高い入所者等を受け入れた場合に、対象者１人について、単価に利用回数を乗じて算出する加算をいう。

（５）「支援体制加算」とは、専門的なケアを要するため、職員体制を確保している場合に、入所者１人について、日額単価に利用日数を乗じて算出する加算をいう。

（６）「負担軽減加算」とは、利用者の負担増に配慮負担軽減を図る加算をいう。

（７）「サポートプラン作成支援費」とは、利用（予定）者がサポートプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に算出する加算をいう。

（８）「災害時個別避難計画作成費」とは、災害時の障害者の避難や安否確認等を目的として、災害時の避難に関する計画を作成した場合に、対象者１人について、算出する加算をいう。

（９）前各号に定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

（支弁基準及び端数処理）

第３条　支弁基準は、別表のとおりとする。

２　算出結果に端数が生じたときは、１円未満を切り捨てる。

（支弁方法）

第４条　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び負担軽減加算（日用品費加算を除く。）については、「全国標準支払システム」を通じ、定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算のうち日用品費加算については、「かながわ自立支援給付費等支払システム」を通じて支弁する。ただし、職親委託費については、当面の間、それら代表者等からの請求に基づき支弁する。

（申請）

第５条　実績加算のうち医療支援加算を受けようとする事業者は、実績加算該当者申請書（第１号様式）に、当該加算に該当する旨を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　支援体制加算を受けようとする事業者は、支援体制加算該当施設申請書（第２号様式）に、職員体制

を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（認定）

第６条　市長は、前条第１項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、認定を行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者認定通知書（第４号様式）により通知しなければならない。

２　市長は、前条第２項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、認定を行い、事業者に対しその旨を支援体制加算該当施設認定通知書（第５号様式）により通知しなければならない。

（変更申請）

第７条　前条第１項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、実績加算該当者変更申請書（第７号様式）により市長に申請しなければならない。

２　前条第２項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、支援体制加算該当施設変更申請書（第８号様式）により市長に申請しなければならない。

（変更認定）

第８条　市長は、前条第１項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者変更認定通知書（第９号様式）により通知しなければならない。

２　市長は、前条第２項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を支援体制加算該当施設変更認定通知書（第 10 号様式）により通知しなければならない。

（算定の開始時期等）

第９条　事業者は、第６条及び第８条の規定に基づき認定を受けた加算については、第５条及び第７条の規定に基づく申請が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、別途通知を行う場合はこの限りでない。

２　当該加算が算定されなくなった事実が発生した日から当該加算の算定は行わないものとする。

３　実績加算のうち行動障害加算・重複障害加算・重度障害加算については、障害福祉サービス受給者証に当該加算に該当する旨が明記されている利用者を受け入れた場合に算定する。

（市外施設）

第 10 条　本市以外の地方公共団体が所管する施設に対しては、当該施設を所管する地方公共団体との協議のうえ、当該団体の定めるところにより支弁する。

（不正利得の徴収）

第 11 条　市長は、偽りその他不正の手段により費用の支弁を受けた者があるときは、その者から、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

２　市長は、事業者が、偽りその他不正の行為により費用の支弁を受けたときは、その事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

（委任）

第 12 条　この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附　則

１　この支弁基準は、平成 18 年４月１日から実施する。

２　この要綱の制定に伴い、「川崎市支援費及び処遇改善費支弁基準」は廃止する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年 10 月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 29 年５月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 31 年５月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年 10 月１日から施行する。ただし、第２条第１項第８号の規定は、令和３年 12 月１日より施行する。

別表（第３条関係）

１－１　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

項目	内容等
支弁対象者	国が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額	

１－２　職親委託費

項目	内容等
支弁対象者	国が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額	32,000 円

２－１　定率加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

対象となるサービスの種類	生活介護、短期入所（医療型を除く。）、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型
支弁額	給付費等（加算を除く。）に 2.5％を乗じた額（ただし、短期入所は５％を乗じた額）

２－２　実績加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
①行動障害加算	障害支援区分３以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（９項目）の合計点数が６点以上の行動障害のある利用者を受け入れた場合に加算	3,720 円 （１日につき）	生活介護 短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型
②重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳１級	2,970 円	生活介護

	又は２級を所持している利用者を受け入れた場合に加算	（１日につき）	短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援Ｂ型
③重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害１級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し、障害支援区分５及び６の利用者を受け入れた場合に加算	1,650 円 （１日につき）	生活介護 短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型
④医療支援加算	看護師を常勤換算で１人以上配置している施設が経管栄養や気管切開の処理等の医療的ケアが常時必要な利用者を受け入れた場合に加算	3,310 円 （１日につき）	生活介護 施設入所支援 機能訓練
⑤送迎加算	日常的に通所困難な者で、送迎サービス利用登録している通所施設の利用者または、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び療養介護利用者で他の障害福祉サービス事業所で日中活動を行うために送迎を実施した利用者について、下記分類に応じて加算 （分類） ［居宅と事業所との間の送迎を行った場合（ドアツードア方式）］ １　送迎加算Ⅰについては法に規定する送迎加算を 49 単位算定している場合に加算 ２　送迎加算Ⅱについては法に規定する送迎加算を 21 単位算定している場合に加算 ３　送迎加算Ⅲについては法に規定する送	送迎加算Ⅰ 200 円 送迎加算Ⅱ 270 円 送迎加算Ⅲ 410 円 送迎加算Ⅳ 400 円 送迎加算Ⅴ 130 円 送迎加算Ⅵ	療養介護 生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型

	迎加算を 10 単位算定している場合に加算 ４　送迎加算Ⅳについては上記１から３を算定できないが、居宅と事業所との間の送迎を実施した場合に加算 [集合場所等と事業所との間の送迎を行った場合（ポイント送迎方式）] ５　送迎加算Ｖについては法に規定する送迎加算を 21 単位算定している場合に加算 ６　送迎加算Ⅵについては法に規定する送迎加算を 10 単位算定している場合に加算 ７　送迎加算Ⅶについては上記５及び６を算定できないが、集合場所等と事業所との間の送迎を実施した場合に加算 ※請求時に算定した加算の種別を記載した実績記録票を提出すること	270 円 送迎加算Ⅶ 400 円 （片道につき）	
⑥入浴加算	入浴サービスの提供が利用計画に位置付けられている利用者について加算 ※請求時に実績記録票を提出	400 円 （１日につき）	生活介護 機能訓練
⑦療養介護加算（一般分）	市内施設における療養介護事業の利用者について加算	川崎市児童入所施設等支弁基準において定める額に準じる	療養介護
⑧超重症者・準超重症者加算	市内施設における療養介護事業の利用者で、医療スコア 10 点以上の利用者について加算	川崎市児童入所施設等支弁基準において定める額に準じる	療養介護
⑨単独型短期入所加算	市内単独型短期入所事業所（経営の安定に要する費用に対して本市の補助金が交付されている事業所を除く。）で、利用者を受け入れた場合に加算	3,200 円 （１日につき）	短期入所（医療型を除く。）
⑩初期加算	短期入所事業所の新設日から１年間に限り、利用者を受け入れた場合に加算	1,200 円 （１日につき）	短期入所

⑪地域移行支援加算	退所をした後に地域生活をするに至った入居者 ※同一の利用者に対して、１回しか算定できないものとする。 ※退所して病院又は診療所へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、死亡退所の場合は、算定できないものとする。	308,616 円 （１月につき）	障害者支援施設

２－３　支援体制加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
①健康管理加算	健康管理加算Ⅰ 看護職員を常勤換算で１人以上配置して、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定） ※看護職員の配置が常勤的非常勤（１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む）に該当する場合、当該加算単価を７割に減じた額を加算 ※施設入所支援については、当該事業所において日中活動が行われていない日のみ算定可 ※生活介護の常勤看護職員等配置加算Ⅰを算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算。常勤看護職員等配置加算Ⅱ又はⅢを算定している場合には、当該加算の算定はできない。 ※生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算	健康管理加算Ⅰ 利用定員～20 人 580 円 利用定員 21～40 人 520 円 利用定員 41～60 人 460 円 利用定員 61～80 人 400 円 利用定員 81 人～ 340 円 健康管理加算Ⅱ 利用定員～20 人 640 円 利用定員 21～40 人 600 円 利用定員 41～60 人	生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型

	健康管理加算Ⅱ 看護職員を常勤換算で２人以上配置するか、１人以上配置かつ医療支援加算対象者が２人以上の事業所において、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加算 ※施設入所支援については、当該事業所において日中活動が行われていない日のみ算定可 ※生活介護の常勤看護職員等配置加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算。 ※生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算	560 円 利用定員 61～80 人 520 円 利用定員 81 人～ 480 円 （１日につき）	
②栄養管理加算	栄養士を常勤換算で１人以上配置して、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている施設・事業所の全利用者に対し加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定） ※同一事業所において施設入所支援を併用している場合は除く	300 円 （１日につき）	生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型
③食事指導加算	生活支援員による食事中の見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算（当面の間の経過措置） ※食事の提供を受けていることを前提とする	短期入所 450 円 施設入所支援・宿泊型自立訓練 250 円 その他 200 円	生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型

２－４　負担軽減加算

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
①日用品費加算	療養介護および施設入所（児童福祉法から転換した施設に限る）に入所する 20 歳未満の利用者の処遇に要する日用品費の実費負担分について、3,000 円を上限に加算	上限 3,000 円 （１月につき）	療養介護 施設入所 （ただし、児童福祉法から転換した施設に限る。）
②就労移行支援負担軽減加算	就労移行支援事業を利用する場合に、月額負担額が０円となるよう加算する		就労移行支援
③就労継続支援負担軽減加算	就労継続支援Ｂ型事業を利用する場合に、月額負担額が０円となるよう加算する。		就労継続支援Ｂ型

２－５　サポートプラン作成支援費

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
サポートプラン作成支援費	利用（予定）者が、セルフプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に算出する ※同一の利用者に対して、同月に複数回、サポートプランを作成した場合についても、１回しか算定できないものとする。 ※月の初日に作成した場合は、当月に算定するものとし、初日以外に作成した場合は、翌月に算定するものとする。	5,500 円 （１回につき）	生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型 就労定着支援 療養介護

２－６　災害時個別避難計画作成費

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
災害時個別避難計画作成費	災害時の障害者の避難や安否確認等を目的として、災害時の避難に関する計画を作成した場合 ※同一の利用者に対して、同月に複数回、災害時個別避難計画を作成した場合についても、１回しか算定できないものとする。 ※同一の利用者に対して、同月に複数回、災害時個別避難計画を作成した場合についても、１回しか算定できないものとする。 ※月の初日に作成した場合は、当月に算定するものとし、初日以外に作成した場合は、翌月に算定するものとする。 ※事業所の変更等が生じた場合は、利用者同意のもと、引き継ぐものとする。	7,000 円（１回につき）	生活介護 機能訓練 生活訓練 就労移行支援 就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型 就労定着支援

２－７　身体・知的障害者支援施設運営費（市外施設に限る。）

項目	内容等
支弁対象者	当該施設を所管する地方公共団体が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額の算式	

（第１号様式）

年度医療支援加算該当者申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第５条第１項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者を受け入れているので、次のとおり申請します。

１　対象となるサービス種類
□　生活介護　　□　施設入所支援　　□　機能訓練

２　加算該当者
・　別紙「該当者名簿」のとおり

３　添付書類
・　医師の指示書または診療情報提供書
※　主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

（第２号様式）

年度支援体制加算該当施設申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第５条第２項に基づき、支援体制加算が算定できる体制を整えているので、次のとおり申請します。

１　健康管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 類型　（ □ Ⅰ型　□ Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□ Ⅱ型 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

２　栄養管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

３　食事指導加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 短期入所　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

４　加算にかかる人員の内訳（１事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること）

		看護師		栄養士		生活支援員（食事中）	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常　勤（人）						
	非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）							

５　添付書類
- 勤務形態一覧（サービス種類ごと）
- 看護師、栄養士の資格証（写し）

（第４号様式）

第　　号
年　月　　日

年度医療支援加算該当者認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第６条第１項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者は別紙のとおりであると認定します。

認定年月日　　年　　月　　日

（第５号様式）

第　　号
年　月　　日

年度支援体制加算該当施設認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第６条第２項に基づき、体制支援加算が算定できる体制を整えていると認定します。

１　健康管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　類型　（　□　Ⅰ型　□　Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□　Ⅱ型　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　施設入所支援　□　機能訓練　□　生活訓練
□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

２　栄養管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　機能訓練　□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練
□　就労継続支援Ｂ型　）

３　食事指導加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　短期入所　□　施設入所支援　□　機能訓練
□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

認定年月日　　年　月　日

（第７号様式）

年度医療支援加算該当者変更申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

年　月　日付けで認定された医療支援加算が算定できる利用者について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第７条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　対象となるサービス種類
□　生活介護　　□　施設入所支援　　□　機能訓練

２　加算該当者
・　別紙「該当者名簿」のとおり

３　添付書類（追加される該当者について添付すること）
・　医師の指示書または診療情報提供書
※　主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

（第８号様式）

年度支援体制加算該当施設変更申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

年　月　日付けで認定された支援体制加算が算定できる体制について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第７条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1　健康管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 類型　（ □ Ⅰ型　□ Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□ Ⅱ型 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

2　栄養管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

3　食事指導加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 短期入所　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

4　加算にかかる人員の内訳（１事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること）

		看護師		栄養士		生活支援員（食事中）	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常　勤（人）						
	非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）							

5　添付書類
- 勤務形態一覧（サービス種類ごと）
- 看護師、栄養士の資格証（写し）

（第９号様式）

第　　号
年　月　　日

年度医療支援加算該当者変更認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第８条第１項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者は別紙のとおりであると変更認定します。

変更認定年月日　　年　　月　　日

（第 10 号様式）

第　　号
年　月　　日

年度支援体制加算該当施設変更認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第８条第２項に基づき、体制支援加算が算定できる体制を整えていると認定します。

１　健康管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　類型　（　□　Ⅰ型　□　Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□　Ⅱ型　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　施設入所支援　□　機能訓練　□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

２　栄養管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　機能訓練　□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

３　食事指導加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　短期入所　□　施設入所支援　□　機能訓練　□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

変更認定年月日　　年　　月　　日

別紙５

応募書類の体裁

○正本及び副本

応募書類は、以下に記す体裁を整えてください。

□　「応募書類表紙」（別紙）を一番上に綴る。

□　ページ番号をつける。（付番は「通し番号」とする）

□　全体をフラットファイル等で綴る。

（ファイルのイメージ）

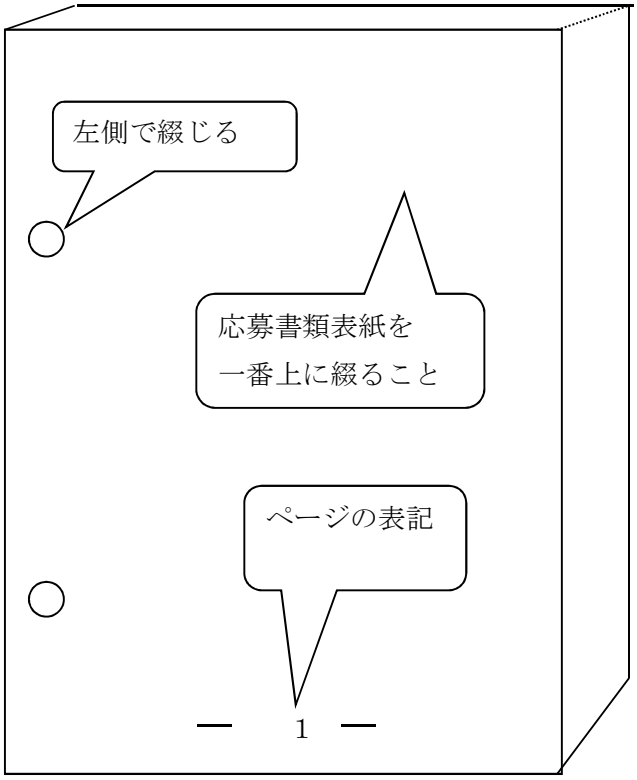

（ファイルの表の表示方法）

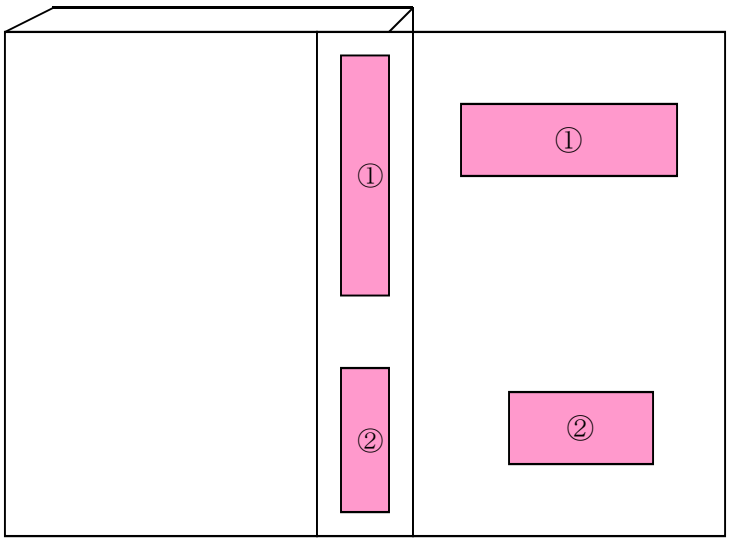

① タイトル名を記載してください。また、「正本・副本」の表示をしてください。

例「多摩区障害福祉サービス事業所応募書類　正本」等

② 法人名を記載してください。

○ＣＤ

□　正本及び副本と同じ順番に並ぶよう、ファイル名に通し番号を付番する。

□　ページ番号をつける。（付番は「通し番号」とする）

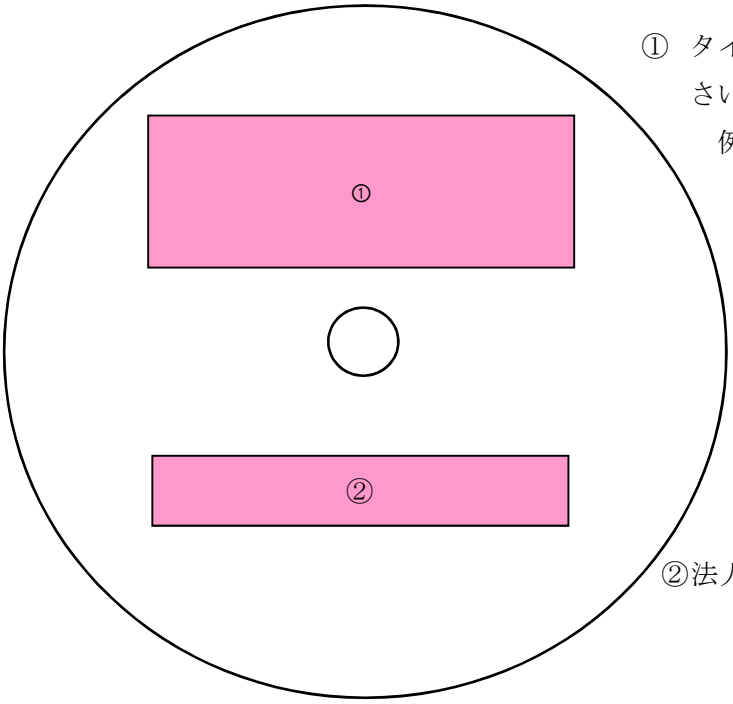

① タイトル名を記載してください。

例「多摩区障害福祉サービス事業所応募書類正本」等

複数枚に分割する場合、通し番号を記載してください。

②法人名を記載してください。

別紙６

障害福祉サービス事業所設置・運営法人選考に係る選定基準について

障害福祉サービス事業所の選考において、次の審査基準に重点をおき評価しますので御留意ください。

１　書類審査

（１）　基本方針が適切であること。

（２）　施設整備計画及び運営計画が適切であること。

（３）　重症心身障害者、医療的ケアが必要な方、行動障害のある方、時間を延長して利用を希望する方等への考え方が適切であること。

（４）　関係機関（地域、他機関）等との連携についての考え方が適切であること。

（５）　利用者の健康管理・衛生管理が適切であること。

（６）　災害等に備えた危機管理体制が適切であること。また安全防止のための取組等安全管理体制が適切であること。

（７）　市民の平等な利用について配慮されていること。

（８）　事業所運営に利用者意見が適切に反映されていること。また、利用者からの苦情について、受付・解決体制が適切であること。

（９）　上乗せ提案の内容が効果的であること。

（１０）経費の縮減や業務改善が適切であること。

（１１）職員体制が適切であること

（１２）施設管理に対する考え方が適切であること。

（１３）事業実績が適切であること。

（１４）情報公開、個人情報保護及びコンプライアンスに対する認識が適切であること。

（１５）収支計画が適切であること。

（１６）法人の運営状況が安定していること。

（１７）地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応した取組が適切であること。

２　面接審査

（１）　動機、公益性、具体性、的確性が認められること。

（２）　強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。

（３）　障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。

（４）　職場環境向上の取組が適切であること。

（５）　地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること。

（６）　提出書類の内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること。

３　設置・運営法人の決定

（１）　設置・運営法人の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定する。

（２）　書類審査及び面接審査の得点合計が満点の６０％に満たない場合は、失格とする。

別紙７

選定結果の公表について

川崎市福祉施設等設置・運営法人の選定において、より一層の公平性・公正性等を確保するため、次のとおり選定結果等情報を公表いたします。

１　選定結果の公表

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>民設民営</th></tr>
<tr><td colspan="3">施設概要（名称・所在地）</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定期間</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">経　緯</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">応募団体名</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部委員氏名</td><td>○
（注１）</td></tr>
<tr><td colspan="3">選定理由</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査結果</td><td rowspan="2">点数</td><td>合　計</td><td>○</td></tr>
<tr><td>選定基準ごと</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体名称</td><td>選定団体名</td><td>○</td></tr>
<tr><td>次点以下の団体名</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">提案内容</td><td>○
選定団体のみ</td></tr>
</table>

注１）公表によって、当該委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等については、川崎市情報公開条例第８条第３号の規定に基づき、例外的に非公表とする。

２　委員会の公開等

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>民設民営</th></tr>
<tr><td rowspan="2">委員会の公開</td><td>選定に係る委員会</td><td>非公開</td></tr>
<tr><td>導入及び評価に係る委員会</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">議事録の作成</td><td>作成※</td></tr>
</table>

※本委員会においては、要約方式により作成するものとする。

別紙８

整備に係る入札の流れ

１.条件の設定

○入札への参加要件等の設定を行ってください。

・主な入札参加資格：川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」で登録がある市内中小企業

・入札参加資格における過去実績については、過去１５年以内としてください。

2.市へ内容確認

○設定した応札参加条件やスケジュールを市に報告してください。

・入札公告前に、入札資料一式について必ず市の承諾を得てください。

・入札における公告から申込締切までの期間は２週間程度、資格確認通知の送付から入札までの期間は、１か月程度としてください。

２週間程度

3.入札公告

○新聞やホームページなどで広く周知してください。

・「公告」については、ホームページへの掲載の他、業界紙へも掲載してください。

4.申込締切
・資格審査

○公告から申込締切までの期間は、２週間程度確保してください。

・持参による申込受付を行う場合は、談合の要因とならないように時間をずらす等の対応をお願いします。

・本市へ参加状況の報告を行ってください。

１か月程度

5.資格確認通知

○資格審査が終了しましたら、申込者へ資格確認通知を送付してください。

・申込締切の翌営業日を目途に送付してください。

・本市へ資格確認結果の報告を行ってください。

6.図面渡し

○入札参加を認めた申込者に図面を渡してください。説明会は原則不要です。

・図面渡しにおいて、申込者が一堂に会す等、談合の要因となるような方法は避けてください。

・やむを得ず説明会を実施する場合は、実施方法に十分注意してください。

7.質問・回答

○質問を受け付け、回答してください。

・回答は質問内容とともに、すべての申込者に提示してください。その際、どの申込者からの質問であるか分からないようにしてください。

8.入　札
・落札者の決定

○入札には、本市職員が立ち会います。

・入札後、入札結果を本市に報告してください。

・落札者の決定後、原則として５日以内に、落札者から契約に必要な書類を受領してください。

9. 契約締結

○落札者から書類を受理したら、速やかに締結してください。